

学業成績等に関する証明書について

学校教育法施行規則第28条第2項により指導要録の保存期間が定められているため、卒業後の証明書の発行期間は下記のとおりとしています。

記

<種類>	<対象者>
○卒業証明書	全ての卒業生
○単位修得証明書	卒業（在籍期間終了）後20年間
○成績証明書	卒業（在籍期間終了）後5年間
○調査書	卒業（在籍期間終了）後5年間

鳥取県立米子高等学校長